

公益社団法人岐阜県森林公社

森のジョブステーションぎふ無料職業紹介所 宛

事業所名 〇〇林業株式会社

代表者職氏名 代表取締役 〇〇〇〇 印

## 自己申告書

私どもは、この求人申込みの時点において、ハローワークにおける求人不受理の対象※に該当しません。\*ハローワークにおける求人不受理の対象とは、以下のチェックシートのチェック欄に1つでも該当する場合があります。

また、対象条項など、求人不受理制度の内容について厚生労働省のリーフレット『労働関係法令 違反があった事業所の新卒求人は受け付けません！』（LL291115 首01）※により確認し、理解しました。 ※このリーフレットは厚生労働省のホームページからダウンロードできます。

### 【チェックシート】

以下の求人不受理の対象に該当する場合は、チェック欄にレ点（「✓」）を記入してください。なお、以下のうち1つでも該当する場合は、ハローワークにおける求人不受理の対象となります。

#### 1. 労働基準法および最低賃金法関係

- (1) 過去1年間に2回以上同一の対象条項違反行為により、労働基準監督署から是正勧告を受け、
- a 当該違反行為を是正していない。
  - b 是正してから6カ月が経過していない。
- (2) 違法な長時間労働を繰り返している企業として企業名が公表され、
- a 当該違反行為を是正していない。
  - b 是正してから6カ月が経過していない。
- (3) 対象条項違反行為に係る事件が送検かつ公表され、
- a 当該違反行為を是正していない。
  - b 送検後1年が経過していない。
  - c 是正してから6カ月が経過していない。

#### 2. 職業安定法、男女雇用機会均等法および育児・介護休業法関係

- (1) 対象条項違反の是正を求める勧告に従わず、企業名が公表※され、
- a 当該違反行為を是正していない。
  - b 是正してから6カ月が経過していない。

※職業安定法第48条の3第3項、男女雇用機会均等法第30条または育児・介護休業法第56条の2の規定による。

#### 3. 項目1および項目2共通

- (1) 求人不受理期間中に再度同一の対象条項違反により、①労働基準監督署による是正勧告、②需給調整事業課（室）による助言や指導、勧告、③雇用均等室による助言や指導、勧告を受けており、その後、
- a 当該違反行為を是正していない。
  - b 是正してから6カ月が経過していない。